

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年6月6日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	吉	川	保	男
3番	曾	束	竹	司
4番	芝	田	清	
5番	岡	井	温	宣
6番	岸	田	正	次
7番	岸	本	勇	
8番	中	村	末	春
9番	田	中	壽	嗣
10番	内	田	孝	司
11番	酒	部	治	雄
12番	辻	本	嘉	亨
13番	西	村	裕	
14番	奥	田	富	和
15番	小	西	義	清
16番	三	宅	美	子
17番	吉	川	隆	
18番	吉	川	倫	子
19番	山	田	光	夫
20番	林		勉	
21番	林		吉	一
22番	曾	束	照	雄

5. 会議録署名委員            5 番 岡 井 温 宣  
   6 番 岸 田 正 次

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

- |         |   |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）           |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（出口））        |
| 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）    |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（4 条届出） |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出） |

8. 会議の経過

( 事務局長 )

それでは、ご案内をしておりました時刻になりましたので平成 28 年第 6 回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

まず、開催に先立ちまして、お手元に配布させていただいております議案書の差し替えをお願いしたいと思います。たいへん申し訳ありませんが、10 ページ、報告第 2 号受付番号 6 番の借受人の方の住所が抜けておりました。

更なるチェック体制を強化しまして、間違いが起きないようにしていきたいと思いますので、差し替えということで、よろしくお願い致します。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願い致します。

( 会長 )

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ( 3 条許可 )
- 議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について ( 納税猶予 ( 出口 ) )
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について ( 利用権設定 )
- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について ( 4 条届出 )
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について ( 5 条届出 )

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。5 番の岡井委員、6 番の岸田委員でございます。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について ( 3 条許可 ) を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる5月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

5番 岡井委員  
8番 中村委員  
10番 内田委員  
12番 辻本委員  
13番 西村委員  
14番 奥田会長  
17番 吉川隆委員

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

それでは議案第1号受付番号23について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書をご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号23の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第1号受付番号23の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号23に許可

- ( 会 長 )                    することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。  
                                 全員挙手。よって、許可することに決定します。
- 続きまして議案第 2 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の  
                                 利用状況の確認について（納税猶予（出口））を議題とし  
                                 ます。
- 受付番号 9 について、事務局説明願います。
- ( 事 務 局 )                    議案第 2 号受付番号 9 について議案書 2 ページをご覧下さ  
                                 い。内容については記載のとおりです。
- 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 2 ペー  
                                 ジから 4 ページをご覧になり、審議をお願いします。
- 会長よろしくをお願いします。
- ( 会 長 )                    それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- ( ● ● 委 員 )                    議案第 2 号受付番号 9 の案件につきまして、現地調査の報  
                                 告をさせていただきます。
- 本件受付番号 9 の該当地については、特に問題ないものと思  
                                 われます。
- ( 会 長 )                    議案第 2 号受付番号 9 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- ご意見ご質問ないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 9 について、  
                                 特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断す  
                                 ることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告し  
                                 ます。
- 続きまして受付番号 1 0 について、事務局説明願います。
- ( 事 務 局 )                    それでは、議案第 2 号受付番号 1 0 について議案書 3 ペー

- (事務局) ジをご覧下さい。内容については記載のとおりです。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページから7ページをご覧になり、審議をお願いします。  
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件受付番号10の該当地については、特に問題ないものと思われまます。
- (会長) 議案第2号受付番号10の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。  
  
ご意見ご質問ないようでございます。  
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号10について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。  
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。  
  
それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）」を議題とします。  
受付番号13と受付番号14は、借り手が同じですのでまとめて事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号13について議案書4ページをご覧下さい。内容については、記載のとおりです。  
  
続きまして、議案第3号受付番号14について議案書5ページをご覧下さい。内容については、記載のとおりです。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真8ページ

- (事務局) をご覧下さい。  
利用権の設定については、本日4件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。  
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第3号受付番号13と受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件受付番号13と受付番号14の該当地については、草が相当生えていました。
- (会長) 議案第3号受付番号13と受付番号14の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。  
  
はい、●●委員。
- (●●委員) 単純なことで、申し訳ないんですけども、利用権設定される借り手の方の●●●●●なんですけども、特定非営利活動法人これは、具体的にどういうものになるんです。
- (会長) 事務局、説明を願います。
- (事務局) はい。この●●●●●●●●●●いうところなんですけども、障害者に対する福祉施設でございます。  
今回は、その昔でいうところの農業生産法人ではなくて一般の法人の参入ということになります。この議案書の備考欄にもございますが、解除条件付の特例貸し付けというような一般の利用権設定とは、また違う利用権設定というふうなことでなっております。  
●●の法務局に登録されている目的及び、事業の内容を報告





(事務局長) 未満で一旦、契約をして下さいという、ご指導をさせて頂いて、当然、引き続いて、この●●●●●、今回は、●●●●●●●●●は、お借りになりたいと。そのためには、まず一旦、1年間でこの耕作が出来るかどうかという判断を農業委員会として見させてくださいというな、お返事をさせて頂いて、10ヶ月の設定をさせて頂いております。

(●●●委員) 10ヶ月の設定は、今、局長、言ってくれはったようによく分かるんですけども、それに対応できる農器具を所有したはりませんやん。スコップとかなんやらとか軽トラ、リースで書いてあんのは、ミニユンボですしね。

(事務局長) こちらの方の土地が13、14と二筆、99㎡と99㎡と非常に小さな30坪ぐらいの土地を二つ、合算してですね、耕作の方をしていこうということにして、基本的にこの●●●●●●●●●●自身は、障害者の支援ということで、手作業を想定された作付けをして、進められるようとしているかと思えます。そのために、まずは、一旦、ユンボを入れられて、この耕作出来る状態にしていこうというところからのスタートを切られるというところでございます。

(●●●委員) 現状、僕もそういう方の耕作したはんのをね、●●●●●の裏側に●●●●●がお貸ししたはる、今のその久御山町の身体障害者がやっておられて、今、局長が変わらはって農家の方に変わらはったから自分とこの軽トラ、トラクターでね、耕作をしておられますけどもね。

やっぱり、この●●●●●ていうのは、どういう人物か分からないですけども、農業経験者で、またそういう自分自身が農機具を所有されて、それも障害者なり高齢者の作業状態を見て、それでいけんていうのやったら自分とこのものでも入れてやるという形でやらはらんことには、たとえ30坪でもね、でけしまへんと思えますけどね。

(●●●委員) よろしいですか。今、現在ね、あの許可下りてへんという

- (●●委員) ことなんですけども、ユンボでも綺麗にしてはりますわ。
- (●●委員) そうですか。
- (●●委員) あの小さい面積を隣同士で借りてはりますが、草がいっぱい生えてあってね。僕も面積が小さいさかいに隣にいったらあかんで言ったら、ちゃんと測ってしてはってね。きちっと面積の分だけして、ユンボで耕して、だいぶ綺麗に掃除してはります。
- (●●委員) ほんとですか。この今の●●委員が言いはったような現状では、ないんですよ、変わってるんですね。
- (会長) あの現状、補足説明等もありまして、●●さん、ご納得されましたか。
- (●●委員) よく分かりました。
- (●●委員) 参考までですけども、この法人はね、今まで設立してから今まで何をしてはったんですか。どういう事業内容で。この22年に。
- (会長) 内容。
- (事務局) この法人ですけども、●●●●●●●●の南側のところに事務所を構えておられまして、そこでペットボトルの洗浄等をされてるところかと思います。
- (事務局長) これまで、今の旧の●●●の南側、昔、クリーニング屋さんがあったところかと思うんですけども、その工場をお借りされてペットボトル内の分別を収集されて、障害児の方が作業員として働いてるといふ状況を今日まで続けて来られたのかなというふうに認識をしております。
- その次の発展的な形として、農作業を進めるということで

(事務局長)

障害者の就労の機会を増やしていこうということで、この度、お声が挙がって、いきなり1反とか大きな土地では、難しいのかなということで、たまたま我々、農業委員会としても懸案であります、小規模の●●●の農地になんとか手を付けられないのかなというなことからのお話もちょっとしております、そこで小規模、30坪ほどの土地を二つ合わせてこの度、借りられるということで、荒廃地の解消に繋げていければなと思っております。

(会長)

よろしいですか。

今、局長もちょっと触れておりましたが、●●●のあの細長い地域になるんです、分筆をようけしてね。現場に入ると放置農地なり、また不法な物が置いてあったりという一番、懸案の地域なんですけども、現地報告にもありましたように荒れ地という表現ができる現状なんです。それをこのリースでミニユンボで農地として利用できるように一回、整理をして、そして、障害者の室内の作業ばかり取り組んでおられたようですが、自然に出て、また変わったお仕事で自立をサポートするという計画なようで、わずかな面積でも、ちょうどこの部屋ぐらいのトータルの面積やったと思うんです。活用されれば、結構やなど。けど問題は、仕事がそして、障害のある人がどこまで取り組めるかということと思うんです。そういうことで試行期間として、10ヶ月の制定の中で、クリアを頂ければ、延長して、御取り組みを頂く、また出来なかったら契約破棄という形で元に戻るとのことだそうです。

一つは、農地として活用されるということは、当委員会にとっても前向きでは、なかろうかなと。後は、十分、ケアをされて善良に管理されるかいなかということも、見守っていかなければと、このように思っているところなんです。

他にございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

あのそら荒廢地がね、農地に利用にされてやったらいいと思うんやけども、今この●●●●●の話聞いてたらプラスチック、ペットボトル破砕して保管してるというところらしいんですけどね。これ本当に10ヶ月の期限切ってるけど、どういふなあれで監視体制していかはるつもりですね。

例えば、ご存じのように●●にも酷いプラスチックのペットボトルのとこありますわね、これ恐らく前も問題あったんですよ●●●のあそこね、ほんでブロックの塀を作れということでブロックがはみ出たさかいに塀を作ってもうた経緯があるんですわ。また、そんなことなつて置く場所がないさかい言つて一時保管ということなつた時にどないもならへんさかいね。その時にほな10ヶ月で農地利用してへんかつたら駄目ですよということで撤退させるんか、させへんのかね。

(会長)

問題は、この解除条件付ちゅうやつやね。  
その辺、また説明して。

(事務局)

はい。今回の場合は、解除条件付の貸借、貸し借りということでございまして、通常と異なる点なんですけども、この黄色の用紙の方をご覧ください。

黄色の方の第18条の第2項ところになりますね。農用地利用集積計画においては、次の掲げる事項を定めるものとするということで、農用地利用集積計画というものを久御山町が定めて、それに基づいて貸し借りが発生するというものでございます。

通常は、この漢数字の1から5の欄につきましては、普通の利用権設定でも書かれる内容でして、特に今回、問題のところではないんですけども、解除条件付というのが漢数字の6、7のところでございます。読まして頂きますと第1号に規定するものというのが実際、借りはる方ですけども、借りはる方が利用権の設定等を受けた後において行ふ耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められないものである場合、その者が賃借権、または、使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場

(事務局)

合に賃貸借、または、使用貸借の解除をする条件ということになっておりまして、先ほどの様な一時的に資材置き場にされるといふことになりましたら、適正に利用していないと認められるということになりますので、久御山町の方で、この利用集積計画の方を解除すると、この計画をなしにするということ、撤退をして頂く形になります。

また、7番の方では。

(●●委員)

よろしいですか。撤退させるということやし、撤退するちゅうことは、久御山町が責任持って撤退してくれはるわね。

(会長)

ちょっと7番、先にしてくれはる。

(●●委員)

農業委員会じゃなく、久御山町の話やでこれ。

(事務局)

はい。すみません、先に7番の方を報告させていただきます。6番がそのような適正に利用してない場合は、解除する、7番につきましては、毎年、この利用状況についてですね、借りた方が賃貸借または、使用貸借による権利の設定に受けた農用地の利用の状況について、久御山町に報告しなければならないというような、この二点の条件が付けられるということになります。

先ほど質問のありました、一時資材置き場にされておるといふような形になりますとこれは、違反転用といふような形になるかと思っておりますので、●●●と連携して撤退をお願いしていく、指導していくといふような形になっています。

(会長)

はい、●●●委員。

(●●●委員)

今の件で、●●の今、表の方で南側にも、そのような地点があるという認識しているんですけど、まだ農地のままで転用かかったらへんと思う。こっちの方の農業委員会通らんと今、資材置き場、物置いてるとゴミ屋敷みたいになってきたけども、あれは、そういうなんは、ないんですか。同じよう

- (●●●委員) な問題にならないのですか。  
確か、転用なってへんと思う、農地転用かかってへん、農業委員会の。
- (会長) どこや。
- (事務局長) 今、おっしゃって頂いたのは、別の場所ですね。
- (●●●委員) ●●の南側に体育館行く道のあそこにある、あそこかかってへん、同じ状態になってたら、あのまま放っとかれたら。
- (事務局長) 今、おっしゃって頂いてる部分については、審議とは、別の案件には、なりますんで、またちょっと。
- (●●●委員) あのふうになったら、あかんさかいに言ってるだけで。
- (事務局長) はい。今回、●●さんの分については、チップまでは、されてないんですね、あの新開地のこの住所のあるところについては、障害者の方が分別するという作業をされていることをお聞きしてますんで。今回、さらにその農地としての利用していきたいということですので、今ちょっと●●の方の案件と合わせて、ご心配されてるかと思うんですけど、その辺は、今、●●委員もおっしゃって頂いた地元の農業委員も常時、見て頂いたりしてるかと思うんですが、十分、状況を見ながらですね、一年ごとの報告ということも受けていきますんで、さらには、10ヶ月後には、更新をされるかどうかというような、お話も進めていきますんで。
- (●●●委員) 違う案件か知らんけどね、あそこであんなことやって追い出せへんねや、実際ね、京都府とどういう指導してんのか知らんけど、追い出せんと撤退ささんとあのまま、まだずっと営業かどやか知らんけど使ってる訳やけど、だから、そんなことも出来ひんのに、こんなこと出来るかっちゅうことや、もし、やったときに。

(会長) 問題は、違反した場合に罰則ちゅうもんは、どういうことやという。

(●●委員) 罰則はないんや。

(●●委員) そやろ、ほな追い出せへんやんか、もしやりよったら。

(事務局長) 今、おっしゃって頂いてる、その分につきましては、従前から線引き昭和62年ぐらいからの農地の利用と合わせてですね、資材置き場として、ご使用になられてるところが今まで農地として残って、なおかつ資材置き場となってるるところと合わせば、そのふうにならないかというところですが、こちらもあるところは、違反転用の物件でありまして、農業委員会も従前から農地転用をしなさいということで、資材置き場であれば、白地なんで出来るところなんですけど、住民さんが市街化の編入のときに対してのちょっと思いをお持ちでして、なかなか前に進めないというのが現状でございます。そこには、ちょっと別の経緯がございまして、さらにその貸し出し先がペットボトルのチップを積まれてというところで一時置き場にされてるところの周辺にも影響が出てる分があるというところかと思いますが、そこについては、是正をするように農業委員会通じて、また事務局から転用するというお話は、しておるところでございます。

(●●委員) してくれてるそれは、分かっているんけどね。  
それがね、あそこですら、そんだけやってたのに出来へんの今、ここでそら書いてあることは、こうなったわ。  
けど、実際こういうことは、出来るんかということを書いてんねん。解除するとか色々、その上、書いてあるけどやで実際そんなこと出来てへんさかいに言ってる訳や、またそんなことになったら同じことになりよるということで。

(会長) 今、あの●●委員の方から一応、計画は、こういうことで

(会長) すけども細部に渡って、人数は、把握してんのか。こういう作業する人は。

(●●委員) 4人で書いてある。

(会長) 従事者4人と。

まあ、あのそういう形で、ところが、何をどういう作付け計画でやるちゅうのは、今未定ちゅうことやね。その辺も懸念をしての発言やと思うねや、けども本当に不法なことやる人やったら、こういう形で出してくるであろうかという考え方も一点あると思うんです。

だから正規に委員会に農地として活用したいと荒れ地でもリースのユンボで農地として使えるようにして、取り組んでみたいと、まあ意欲は、感じられるなど。

(●●委員) ●●●●●やさかいね、法人格、取り消されるかも分からんさかいね。

(会長) 今、●●の方でもこの間も現地調査行ったら道路占拠してやってはった。あこもこういう●●●●●でやってる、また障害者そういうもんでもないやろ。だから性格として、企業の型が違うんかと、こういう解除条件付ちゅうのを素直に解釈をして、そやなかったら善意で、ほんとに真面目に取り組むという人がこっちの懸念でストップするということは、いかなもんかなと思うんですけども。

はい、●●●委員。

(●●●委員) この10ヶ月書いてあるさかい、10ヶ月後にもう一回、現地確認できるような方向で話していきたいと思います。

(事務局長) こちらの方につきましては、10ヶ月後に利用権の方の意向の部分の確認は、させていただきまして、そこに合わせてまた再度、更新されるかどうかという確認は、取ってまいり



(事務局長) ますので、そちらの方は、きちっと進めていきたいと思いま  
す。

(会長) 他にございませんか。

ご意見ご質問は、出尽くしたようです。  
それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13と受付番  
号14の案件につきまして、ストレートに、この●●●の●  
●●●●さんの言動を信用して今回、許可し、そして後の経  
過を注視していくということに賛成の委員さんの挙手をお願  
いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

事務局、そういうことですので、また私をはじめ地域の委  
員さんも後の経過を調査をお願いしたいと思います。

続きまして、受付番号28について事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号28について議案書6ペー  
ジをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ペー  
ジをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第3号受付番号28の案件につきまして、現地調査の  
報告をさせていただきます。

本件受付番号28の該当地については、特に問題ないもの  
と思われます。

(会長) 議案第3号受付番号28の説明と現地調査の報告が終わり  
ました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号28の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号29について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号29について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号29の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号29の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号29の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号29の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

(会長) それでは、報告第1号受付番号2農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)を報告願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号2について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件については、5月25日に現地調査をさせていただきました。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第1号受付番号2の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号受付番号5農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)を報告願います。

(事務局) それでは、報告第2号受付番号5について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

本件については、5月25日に現地調査をさせていただきました。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第2号受付番号5の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に●●の方ございませんか。

(●●●委員)

9番か、まあまあこうして、来てくれはったら一歩、前進するやろ。この●●●さんが揉めてくれはったらよろしいさかい。

(会長)

あのないようですが、今、雑談的な話になりましたが、その道路を挟んでの事業所が道路を占拠しているような状況が発生しております。農業委員会からもまだ奥に農地もありますので進入路の確保ということで強く働きかけて、改善をしてくれるよう現地調査のときも申し出をしておったというところでございます。

ご意見ご質問が、ないようなので、これより報告進行を、職務代理者をお願いをします。

(職務代理)

これから審議していただく報告第2号受付番号6につきましては、●●と●●●●委員に関係する農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●● ●●●●委員 退席)

それでは受付番号6について、事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号6について議案書10ページをご覧ください。10ページにつきましては、差し替えで、お配りしたものでございます。合わせて11ページ、12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページから15ページをご覧ください。

本件については、5月25日に現地調査をさせていただきます

(事務局) まして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。  
職務代理者よろしくお願ひします。

(職務代理) 報告第2号受付番号6の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。  
●●の●●●●●●●●の案件でございます。なにかございませぬか。かなり大きい面積の転用の受理というような運びになっております。

(●●委員) 何にしはんの。

(事務局) はい。現段階では、具体的に何を建設するというような計画は、まだございませぬでして、こちら転用目的に書かれています、土地区画整事業ということで、まずは、造成の方を全体的に行っていくということで届け出の方をされております。

(職務代理) 目的が、はっきりしていないうことで、区画整理事業をまずやっぺいこうということですね。市街化の区域ですので、今後、●●●●さんの関連のものになってくるやつですかね。  
まだ、これから内容については、定かになっていくかと思ひますけども、もし、あのそれが明らかになったらまた、委員会の方でご報告願えたらと思ひますけど。

よろしゅうございませぬか。

ご意見ご質問が、ないようなので、これより進行を会長に戻したいと思ひます。

(●● ●●●●委員 入室)

(会長) これで予定した議案と報告は終わります。

午後2時46分 終了